○ 保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府

年四 におい 定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他 国保険会社等にあっては、 任 準備金の計算の基礎となるべき係数の水準を次のように定め、 [月一日から適用する。 **営業法** て準用する場合を含む。)の規定に基づき、 (平成七年法律第百五号) 第百十六条第二項 (第百九 日本における長期の保険契約) 長期の保険契約 で内閣府令で 平 +の責 成 九 八 条

- めるところによる。 1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定
- 一積立方式は、平準純保険料式とする。
- したものであり、次のとおりとする。 二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証一 予定死亡率は、保険業法(以下「法」という。)第百二十二条の
- 開始後用)の死亡率の欄に掲げる率命表一九九六(死亡保険用)又は生保標準生命表一九九六(年金イー平成十九年三月三十一日までに締結した保険契約。生保標準生
- る保険契約 生保標準生命表二〇〇七(死亡保険用)、生保標準ロ 平成十九年四月一日以降平成三十年三月三十一日までに締結す

七の死亡率の欄に掲げる率生命表二○○七(年金開始後用)又は第三分野標準生命表二○○

-)又は第三分野標準生命表二〇一八の死亡率の欄に掲げる率〇一八(死亡保険用)、生保標準生命表二〇〇七(年金開始後用平成三十年四月一日以降締結する保険契約 生保標準生命表二
- イ 平成十一年三月三十一日までに締結した保険契約 二・七五。

予定利率は、

次のとおりとする

- って保険料積立金又は払戻積立金とする。の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をも3 前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金
- 平均值、 行 付 価 て同じ。)の属する月の前月から過去三年間に発行された利付国庫 第一 格で除したものをいう。 から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行 日 (十年) 庫債券 (毎年十月一日をいう。 項第三号ロの規定にかかわらず、平成十一年 又は基準日の属する月の前月から過去十年間に発行された利 の応募者利回り (十年) の応募者利回 以下この項及び第七項におい (償還金額から発行価格を減じたものを発 以下この項、 ŋ の平均値のい 第七項及び第十二項にお ず h ·四月一日以降、 か低い方の もの 基 債

五パーセントの整数倍の 五パーセント以上乖離している場合には、 という。 数を乗じて得られた数値の合計値 る対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の (以下この項に を予定利率とし に適用する。 利率と〇・一二五パ かつ、) が、 基 において 基準日時点で適用されている予定利率と比較して○ 進 利 率 当 該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契 に最も近 「対象利率」という。 利率] セ ント (基準利率が○・二五パーセントの 乖離している場合は、 (以下この項において「基準利 · 二 五 パ 基準] を次の表の上 セントの 利率に最も近い〇・二 下 欄に掲げる安全率係 整数倍の 基準利率 一欄に 利率 · を超 掲

5

対 象 利 率	安全率係数
○パーセントを超え、一・○パーセント以下 ○・九	○・九
以下の部分│・○パーセントを超え、二・○パーセント	〇・七五
以下の部分二・○パーセントを超え、六・○パーセント	〇·五
六・○パーセントを超える部分	〇 <u>:</u> 五

いう。 0 している場合には、 点で適用されている予定利率と比較して○・二五パーセント以上乖離 日をいう。 を乗じて得られた数値の合計値 対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数 区分に応じ、 日 利率 基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。 最も近い○・二五パーセントの整数倍の利率)を予定利率とし、 う。) の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、 以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約 第 セント乖離している場合は、 以下同じ。)においては、 項 (基準利率が○・二五パーセントの整数倍の利率と○・一二五 が、 第三号 以下この項、 基準日 同 .表の下欄に定める対象利率を次の表三の上欄に掲げる 口 及び 基準利率に最も近い○・二五パーセントの整数倍 (毎年一月一日、 前 次項、 項の 規定にか 第八項及び第九項において同じ。 (以下この項において「基準利率」 次の表二の上欄に掲げる保険契約の 基準利率を超えず、 四月 かわらず、 同表の下欄に定めるものを 一月、 七月一日及び十月一 平 成二十七 (それぞれ次の かつ、 基準利 年 四) 時 月 لح 当 表 率

表一

第 号保険契 約 兀 り 九 約 保 条に 項におい 設ける特別の 険 (特別勘定 料 おいて準用する場合を含む。 を 、 て 同 時 に (法第百 ľ 勘定をいう。 払 1 込むことを内容とする保険 を設けるものにあっては 十八 条第一項 以下この表及び第)の規定に (法第百 九

という。 間ごとに保険料の計算の基礎となる予定利率を保 型保険契約 に掲げる要件の全てを満たすもの 証 険金の 同じ。 当該区分した保険期間 険 められる場合にあっては、 た後保険金の額が増額又は減額されることが定 げる事由に関し保険金を支払うことを約する保 害に該当する状態を含む。以下この表において 医師により診断された身体の状態及び重度の障 保険者の死亡(余命が一定の期間以内であると する保険契約をいう。 特別勘定に属する部分を除く。)であって、 又は第二百三十四条の二十一の二第一 八年大蔵省令第五号。 険に係る保険契約 に併せて引き受けるものに限る。)のうち、被 第二号に掲げる保険 金の という。) 法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同) が二十年以上であるものに限る。) 額) 額 又は同項第二号イ、 (保険約款に基づき、区分した保険 (その締結の日から一定期間を経過し が保険料 第二百二十七条の二第三項第九号 (被保険者の死亡に関する保 (同項第一号に掲げる保険 (保険業法施行規則 第十五項において 以下同じ。)にあっては (以下「利率保証期間 増額又は減額後の保 ロ、二及びホに掲 (予定利率変 項第七号 「規則 (平成 次 項 期 動

				ろ、 契	第二号保険契約	
した後保険金の額が増額又は減額保険金の額(その締結の日から一期間の満了前に支払う被保険者の	う被保険者の生存に関する保険金の額又はその保険に係る保険契約(保険期間の満了後に支払掲げる事由に関し保険金を支払うことを約する	又存しな及	に併せて引き受けるものに限る。)のうち、被第二号に掲げる保険(同項第一号に掲げる保険法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項	るもの、次の各号に掲げる保険契約のいずれかに該当す契約(特別勘定を設けるものを除く。)であって	保険料を一時に払い込むことを内容とする保険	る事由が生じた時までとされるもの(以下この表において「転換価額」という。)を含む。)の額未満のものを除く。)その保険期間が被保険者の死亡の時又は法第の他の被保険者のために積み立てられている額の他の被保険者のために積み立てられている額の地の被保険者のために積み立てられている額の地の被保険者のために積み立てられている額の地の被保険者のために積み立てられている額の地の地の被保険者のために積み立てられている。

三 第一項 後の 号保険契約の項第一号及び第二号に掲げる要件 ために積み立てた金額に比して妥当なもの る被保険者の死亡に関し支払う保険金に限られ 戻金の支払を除く。)が、当該保険契約で定め を含む。)に規定する契約者配当をいう。)又 以外の金銭の支払 に基づき被保険者の生存に関して支払う保険金 掲げるものを除く。)であって、当該保険契約 次号において同じ。)の額未満のものを除く。 とが定められる場合にあっては、 未満であるもの を満たすものであって、 は社員に対する剰余金の分配及び解約による返 主たる目的とする保険に係る保険契約 被保険者の生存に関して保険金を支払うことを 予定利率変動型保険契約のうち、この表第一 当該保険金の額が保険料の額又は被保険者の 法第三条第四項第一号に掲げる保険のうち、 保険金の額) (法第百九十九条において準用する場合 が保険料 (契約者配当(法第百十四条 利率保証期間が二十年 (転換価額を含む。 増額又は減額 (前号に

第二号保険契約	第 一 号 保 険 契 約	保険契約
付国庫債券(十年)の流通利回りの平均値二 基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券(十年)の流通利回りの平均値一 基準日の属する月の前月から過去三月間の利次に掲げる値のいずれか低い方のもの	次に掲げる値のいずれか低い方のもの 一 基準日の属する月の前月から過去三月間の利 一 基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券(十年)の流通利回りの平均値に基準日の に二十年)の流通利回りの平均値に基準日の に二十年)の流通利回りの平均値に基準日の に二十年)の流通利回りの平均値に基準日の に二十年)の流通利回りの平均値に基準日の に二十年)の流通利回りの平均値を加えて二で にいた値 から過去一年間の利付国庫債券 に二十年)の流通利回りの平均値を加えて二で にこで除した値	対 象 利 率

〇 - - 五	四・〇パーセントを超える部分
〇 五	分 二・○パーセントを超え、四・○パーセント以下の部
〇・七五	分−・○パーセントを超え、二・○パーセント以下の部
○ ・ 九	○パーセントを超え、一・○パーセント以下の部分
- •	〇パーセント以下の部分
安全率係数	対 象 利 率

6 計値 ては、 適用されている予定利率と比較して○・二五パーセント以上 れの数値に同 める対象利率 険 |期間が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるもの 平 成二十 前項の規定にかかわらず、 下この項において Ė を 同 表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数 年 · 四月 項の 表三の上欄に掲げる対象利率に区分し 日 以降締結する第一 「基準利率」 同項の という。 表二第一号保険契約 一号保険契約 が、 のうち、 基準 -日時 てそ の項に定 離して その 値 に 点で の合 れぞ お

> 準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用することがで いる場合には、 ント乖離している場合は、 (基準 -利率が○・二五パー ・二五パーセントの整数倍の利率)を予定利率とし、 基準利率に最も近い○・二五パー 基準利率を超えず、 セントの整数倍の 利率と〇・一二五 かつ、 セント 基準利率に最 の整数倍 当該基 0 Ì 利

に 基準日の翌年の四 の合計値(以下この項において「基準利率」という。)が、 率」という。 口 \mathcal{O} ている場合には、 点で適用されている予定利率と比較して○・五パー れぞれの数値に同 日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約以外の保険契約 第一 セ ŋ 前月から過去十年間に発行された利付国庫債券 国庫債券 お 近い〇・二五 ント乖離している場合は、 の平均値のいずれか低い方のもの いては、 (基準利率が○・二五パーセントの整数倍の利率と○・一二五 項第三号ロ及び第四項の規定にかかわらず、 (十年) 基準日の属する月の前月から過去三年間に発行された利 を第五項の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそ パー 基準利率に最も近い○・二五パー 月一日以降締結する保険契約に適用する 表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値 の応募者利回りの平均値、 セントの 基準利率を超えず、 整数倍の利率)を予定利率とし、 (以下この項において 又は基準日の属する月 + かつ、 セント 平 ・セント以上乖 年 成二十七 の応募者利 基準利率に 0 基準日 整数倍の 「対象利 年四 当該 離 時 月

和四年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約にお8第一項第三号ロ及び第四項から第六項までの規定にかかわらず、令

パーセ 基準利率に最も近い○・二五パ している場合には、 点で適用されている予定利率と比: れぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得ら 下欄に定める対象利率を次の 合計値 利率 、ては、 レント乖 (基準利率が○ 該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に 第 (以下この項に 五. 離している場合にあっては、 項の表二の上 基準利率に最も近い○・二五パーセントの整数倍 ・二五パーセントの整数倍の利率と○・一二五 おいて「基準利率」という。) |欄に掲げる保険契約の区 表の上欄に 1 セントの 較して○・二五パーセント以 掲げる対象利率に区 整数倍の利率) 基準利率 を超えず、 分に応じ、 が、 を予定 れた数 一分し 基 カゝ Ĺ 準 同 · 適用 利率 、 つ、 てそ 乖 日 表 離

9

	〇 · 八 五	二・〇パーセントを超え、三・〇パーセント以下 〇・八五
	〇 · 九	の部分
	○ ・ 九 五	分○パーセントを超え、一・○パーセント以下の部○・九五
	- •	〇パーセント以下の部分
係 数 	安全率係数	対 象 利 率

かかわらず、

ア

メリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって

〇・七五	四・〇パーセントを超える部分
O·八	の部分 ○・○パーセントを超え、四・○パーセント以下 ○・八
	の部分

険契約 項において「基準利率」という。 を前 準利率に最も近い○・二五パーセント 予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合は、 定にかかわらず、 間 る場合にあっては、 上又は被保険者の ・二五パーセントの整数倍の利率と○・一二五パ 一月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができる。 下 令 一五パー (予定利率変動型保険契約にあっては、 欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計 項の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同 和 項第三号 の項第三号に掲げる保険契約を除く。 几 年 セント 兀 月一 口、 第五項の表二第一号保険契約の項に定める対象利 死亡の時までとされるもの の整数倍の利率)を予定利率とし、 日 第四項から第六項まで、 基準利率を超えず、 以 降締結する第二号)が、基準日時点で適用されてい の整数倍 かつ、 保険契約 利率保証期間))においては、 第八項及び第九項の規定 (第五項の表 基準利率に最も近い \mathcal{O} 利率] のうち、 セント乖離してい 当 (基準利率が○ 該基準日から 値 その が二十年以 一第二号 (以下この 前項の 保 険 基 表 \bigcirc る 率 規 保 期 表

でも近い

0

〇 五.

ント

0

整数倍

0

利率)とする。

離してい

あっては、 セ

基準利率

を超えず、

か

つ、

基

準 利

利

率

セント っては、

 \mathcal{O}

整数

倍

 \mathcal{O}

利率)

を予定利率とし、

当

|該基準

から

月

経

基準利率を超えず、 整数倍の利率と○・

カコ

、 つ、

基準利

率 ン

に最も近い

 \bigcirc

〇 五

パー

した日以

降締結する保険契約に

適用する。

ただし、

月 を

日 過

における基

準

利

率に最も近

○ 五 パ

]

セント

0

率

利

将率が○

· ○五 る場合に

セント

0

整数倍の

利率と○・

〇 五 五 整数倍の

パ

セ

を基準日とする保険契約に

適用 い
〇

される予定利率

は、

令 令 Ħ

和四 和四

[年三月 年三 も近い

○ • 五

]

ーセント

0)

整

数倍

 \mathcal{O}

利率

(基準

利率が〇

〇 五

パ

〇 三 五

パー

セ

卜乖

離している場合に

セントの

におい

. T

「基準

利

率」という。

が、

基準

白

毎

日をい

· う。

値の

合計値 月一

(以下この

項

同 利

表

この項及び次項において同じ。

較して○・○五パーセント以上

乖離している場合には、

基準利率

に最 . と 比 以下

時点で適用されている予定利

率

上欄に におけ ぞれ

掲げ る第

る保険契

介約の

区分に応じ、

同

表の

下

欄に定める対象

||率を

次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に

下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数

保険

金、

返

戻

次金その

他の

給

付

金

以

下この

項、

第十三

項

及び

第

+

匝

おお

険

金

という。

0)

額を表示す

る保険契

約

以

下そ

れ

米

玉

通 貨

建

保

険

「米国通貨建保険契約」又は

「豪州通貨建保険契約」

という。

号保険契約及び第二号保険契

約においては、

次

0

表一の

険契 対 象 利 率

> 険契約 契約 貨建保険 おける第 及び豪州 契 号 約 槕 に 通

貨建保険契 示 次に掲げ 通 基 貨建 準日 社 \mathcal{O} る 約 属する月 債 値 のそ 0 (米国 11 れぞ ず 通 \mathcal{O} れ れに 貨 前 カコ 建 月 低 つい 保 から 11 険 方 契 て、 過 \mathcal{O} 約 去 Ł 又は 保 険 月 間 \mathcal{O}

とを に 書 れ 十二項におい 付 提 第二条第三十四 融 表 額 示 類に る指 表 供し又は閲覧に供する行為を業とし 下この表に を表示する通貨と同 加えて二で除した 通 基 \mathcal{O} が付与され 商 示する社債 表及び第十二項に いう。 準 示通貨建社 貨建社債 品 取引法 日 定める指 標として法第四条第二 0 属する月 を行う者によりA格相当 て た社債をいう。 お 0 =+ 昭昭 提標を用 うち 債の平均利回 同 1 項に規定する信用格付をい ľ 和二 て同じ。 値 年) 0) 信 用格付 十三 前 お V た利 0) 0 月 $\widehat{+}$ て同じ。 年 カコ 種 流 通利 回り -法律 5 項 を付与し、 業 ŋ 年) 以下この 類 <u>の</u> 過 第四号に掲げる 0 (信用: 第二十 を \mathcal{O} 通 口 去 般に 貨をも いう。 ŋ 流 表及び 月 0 \mathcal{O} 通 0) て行うこ 格 豪州 平均 間 平均 認め 信用 か 五号) 金等 利 付 以 う。 \mathcal{O} 口 つ、 下 表 第 0 通 値 値 表

示 通 準日 貨建 社債 0 属する月 + 年 の前 0 流 月 通 か 5 利 過 口 去三月間 ŋ 0 平 均 値 \mathcal{O} 表

表二

険契約 おける第二号保 貨建保険契約に 契約及び豪州通 米国通貨建保険 次に掲げる値のいずれか低い方のもの 加えて二で除した値 通貨建社債 (二十年) 基準日の属する月の前月から過去三月間の表示 示通貨建社債(十年)の流通利回りの平均値 示通貨建社債 (十年) 基準日の属する月の前月から過去三月間 基準日の属する月の前月から過去一月間の の流通利回りの平均値 の流通利回りの平均値を 0 表 表

-の部分 □・○パーセントを超	ーセント以下の部	·	₹ IJ	
1 日 〇・九五	· ○ ·		安全:	
○· 九 五	1.0	豪州通貨建保険契約	安全率係数	
11				

分 〇パ

〇·八	〇・七五	える部分 ・○パーセントを超
〇 九	〇· 八	以下の部分え、六・○パーセントを超五・○パーセントを超
〇 九	○・八五	以下の部分と、五・○パーセントを超四・○パーセントを超
〇 九	○・九	以下の部分□・○パーセントを超三・○パーセントを超
〇 · 九 五	· 九	以下の部分 こ・○パーセントを超

第五項の表一第二号保険契約の項第三号に掲げる保険契約を除く。)保証期間)が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるもの(約のうち、その保険期間(予定利率変動型保険契約にあっては、利率11米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第二号保険契

以え○下、・

してい きる。 準日 も近い 利率が には、 てい ける基準 離してい 下この 利率を同 約 近 が〇・〇五 -日とする保険契約に適 . 同 及 る予定利率と比 び \bigcirc から一月を経過した日以 表 V 基準 る場合にあっては、 ただし、この項の 〇・〇五パーセント 0 ○ · · 五 項 豪 7 \bigcirc 利率に最も近 る場合にあっては、 E 項 州 下 は 五. 利率に最も近い お 欄 0 通 いて に掲げる安全率 表二の上 貨 1 ーセント パ 建 セント 1 保 0 基 ーセント 規 較して〇 険 一欄に 定に 準 契 11 0 0 \bigcirc 用される予定利率は、 規定を適用する場合の 利 約 整数 基 整 \mathcal{O} 0 \bigcirc 率 掲げる対象利率に区分してそれぞ か に 数倍の 〇 五 準 降 整 基準利率を超えず、 整 係 お か 〇 五. という。 数倍 数倍 利率を超えず、 倍 締結する保険契約 \bigcirc 数を乗じて得ら け わ 五パ らず、 る第 0 利率)とする。] 利率と○・ 0 の利率と○・ ーセント 利率)]] ーセント セント以 号 同 が、 保 項 を予定利率とし (T) 険 0 〇 五 五 基準 カュ 整 令 令和四年三月 の整数倍の れ 契 表 つ、 か 数 和四年三月 に適用すること ○二五パ 上 た数値の 約 ·日時 倍 つ、 一乖離してい \mathcal{O} 米 基準 パ \mathcal{O} 項 玉 基準利 点で適 1 利 通 に 利率 合計 利] 貨 セ 率 定 ント 率 セ 8 建 日 基 シト 、る場合 日 当 率 用 値 0) る 保 に (基準 準利 にお を基 一該基 · に 最 され が 乖 対 険 议 で 乖

過去三 建 诵 俤 第一 日 険 険 0 口 契 項 契 第三号 する月 間 約 約及び豪州通貨 0 平 0 以 均 表 外 不通貨 口、 値 0 \mathcal{O} 保 前 0 第四 V 月 険 つから ず 建 契 ħ 社 約 建 項 及び 過 債 保 に か 去十 低 お 険契約にお + いて 第七項の V 年間 年) 方 は、 0 0 ŧ \mathcal{O} 表 流通 基準 ける第一 規定にかかわらず、 0 示 以 利 通 日 下 貨 回 \mathcal{O} 建 ŋ 属 号 社債 0 0) す 保険契約 項に 平均 る月 7 おい \mathcal{O} 年 前 及 米 7 び 月 玉 から 第二 は 0) 通

12

ント 率 合計 と〇・一二五パ 利 セ 11 とする。 ント は 当該基準日の る場合に 適用されてい れ 利 (基準利率が○・二五パーセントの の整数倍の 0 令和三年 令和三年 最も近い 乖離している場合にあっては、 数 (以下この つ、 値に は、 · う。 同 基 利率 翌年 準] $\dot{+}$ 〇・二五パー 基 る予定利率と比較 + 表 利 月一 項に セ 月一日 0 を次 利率に最も近い〇 率に最も近い〇・二五パ ント乖離してい 0 下 (基準利率が○ 日に 兀 お 欄 を基準日とする保険契約に 月 0) いて「基準利率」とい に掲げる安全率 表の おける基 ーセント 日以降締 上 して〇 欄に掲げる対 · 三 五 る場合にあっては、 準 0) 整数倍 · 三 五 整数倍の 利 結する保険契約に適用する。 基準利率を超えず、 率に最 係数を乗じて得ら 五パ パ 1 パ \mathcal{O} 、 う。 セント 利率と〇・] 象 セント も近 利] 系利率に セント セント以 率)を予 い 適用される予定 が、 0 0 整数倍 · 三 五 整 基準利率 0 区 整数倍 基準日 上乖 数 か 定利率とし れ 分してそ つ、 倍 た 離 利 を 時 利 値 超 利 た 進 利 7 点 率 セ 率

分○パーセント以下の部	文 复 禾	泉
· · · ·	米国通貨建保険契約	安全率5
· •	豪州通貨建保険契約	平 条 数

ī) ī.	
〇・七五	〇. 七五	以下の部分 □・○パーセントを超○・七五
九	九	○・○パーセントを超○・九

13 利率を適用することができる。 特性を考慮して、 等以降の期間 定する予定利率を適用する。 とみなして、 約に適用する予定利率は、 以下この項において 法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約 次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、 保険金等の額を表示する通貨に応じ第七項又は前項 保険金等の額を表示する通貨その他の当該保険契約 第五項から第十 当該 当該一 一定の日等」という。 ただし、 定の日等を当該保険契約の 一項まで 当該一 (第七項を除く。 定の日等、 当該各号に定める日 以降の当該保険契 当該 0) 定 結 予定 の日 に規 0 0) 日 う

予定利率変動型保険契約 保険約款に基づき保険期間 保険 金 の額を定めることに伴 内の 利率保証期 V 当該 定の日において当該一定の 間 定の 終了の 日 日の 以降適用する予定 日以

の日である保険契約に限る。) 当該一定の日 利率を定める保険契約(当該一定の日が平成二十七年四月一日以降

方式及び予定死亡率等の水準は次の各号に定めるところによる。保険金等の額を最低保証している保険契約に関する責任準備金の積立第一項の規定にかかわらず、特別勘定を設けた保険契約であって、

14

一般勘定

記められる場合は、標準的方式に替えて、代替的方式を使用する認められる場合は、標準的方式に替発である水準と同等であることがた場合において計算される責任準備金が、標準的方式により計算た場合において計算される責任準備金が、標準的方式により計算に場合において計算される責任準備金が、標準的方式により計算に場合において計算される額がら②に掲げる額を控除した額を積

- 四号に掲げる書類に記載されたものに限る。)の収入現価(2) 一般勘定における最低保証に係る純保険料(法第四条第二項(1) 一般勘定における最低保証に係る純保険料(法第四条第二項(1) 一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価
- 契約の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。ュフローを現在価値に換算する率をいう。)は、次に掲げる保険割引率(責任準備金の計算時において、将来発生するキャッシ

口

予定死亡率は、

第一項第二号に定める率とする

の規定により適用される予定利率(1) 平成二十七年三月三十一日までに締結する保険契約 第四項

- (2)0 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約 を除く。 第七項 の規定により適用される予定利 (3)に掲 げ るも
- (3)定により適用される予定利率 米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約 第十二項 の規
- る率とし、ボラティリティ 次のとおりとする。 標準的方式を使用する場合にあっては、 (資産価格の 予想変動率をいう。 期待収益率はハに 定 は \otimes
- 国内株式 十八・四パー ・セント
- 邦貨建債券 三・五パー セント
- (4) (3) (2) (1) 外国株式 十八・一パー -セント
- 外貨建債券 十二・一パーセント

特別勘定

15

特別勘定における責任準備金は収支の残高とする。

二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎とな 六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基 号に定めるものとする。 るべき予定利率は、 項第三号に規定する法第百九十九条において準用する法第百十六条第 礎となるべき予定利率並びに規則第百四十九条第二項第三号及び第三 規則第六十八条第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第百 次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、 当 一該各

- 定により適用される予定利率 平成二十七年三月三十一日までに締結する保険契約 第 匹 項 0 規
- 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約 (次号に掲げるも

を除く。 第七項の規定により適用される予定利

より適用される予定利率 米国通貨 建 保険契約及び豪州通貨建保険契約 第十二項の規定に

蔵省告示第四十八号第一項第二号の規定に基づき、 長官が検証した予定死亡率は、 一号の規定に基づき、 この告示による改正前の平成八年二月大蔵省告示第四十八号第 附 則 (平成十六年十月二十二日金融庁告示第五十 社団法人日本アクチュアリー会が作成し、 この告示による改正後の平成八年二月大 指定法人が作成し、 -五号) 金融庁 項第

附 則 (令和三年六月三十日金融庁告示第三十九号) 金融庁長官が検証したものとみなす。

他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部改正に伴う 令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その 経過措置 (保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府

険契約について適用し、 金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となる に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準 き係数の 第一 水準第五項の規定は、 条の規定による改正後の保険業法第百十六条第二項の規定 なお従前の例による。 同年三月三十一日以前に締結した保険契約に 令和 匹 年四月 日以後に締結する保 備

《平成十年十二月四日 大蔵省 告示第五十二号)改正(平成十年十二月四日 大蔵省 告示第五十二号)改正

(平成十二年二月四日大蔵省告示第一号) 改正

(平成十二年七月二十七日総理府告示第四十号) 改正

(平成十三年三月三十日金融庁告示第二十一号) 改正(平成十二年十二月十九日金融庁告示第六十三号) 改正

(平成十六年十月二十二日金融庁告示第五十五号) 改正

(平成二十六年六月二十日金融庁告示第三十八号) 改正(平成十八年十二月二十七日金融庁告示第百二十七号) 改正

(平成二十九年八月十七日金融庁告示第三十一号) 改正(平成二十八年六月二十二日金融庁告示第三十号) 改正

(令和三年六月三十日金融庁告示第三十九号) 改正

- 12 -